給 与 支 払 幸 特 別 徴	^{陨告} に係る給与所	得者異動届	出書		※区市町村処理欄			
年 月 日提出 国富町長 給 与支	(住所(居所) 特 又は 別 所在地 徴				特別徴収義務者 指定番号	1.		※区市町村ごとに 異なります
払	収			(FI)	係			
者 ※年度ごとに課税地が異なる場合は、 各自治体に提出してください。	者 1017				連 絡 者 氏 名 			
お 与 所 フリガナ	(個人番号) 得者	特別徴収税額 徴収	イ) (ウ) (カ) (オ) (イ) (オ) (イ)		異動の事由 男 (○で囲んでください)	- 」 星動後の未徴収 税額の徴収 特別徴収継続	退職時	日以降 iまでの t+t/ 第
氏 名 生年月日 昭・平 年	月 日	(年税額) 円	(ア)ー(イ) 月から 月から		1 退職 2 転勤(転職等)	新勤務先で 新勤務先で 転勤欄記入 2 一括 徴 収	<u> </u>	<u>支払額</u>
個人番号 住所			<u>月まで 月まで</u> 円 円	<u>.</u>	4 休職·長期欠勤 5 死亡 6 会社解散			社会 料額
給与の支払いを受け なくなった後の住所		-		日	3	月 日納期分)		Р
★給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収 一括徴収の理由 1 異動が年 12月 31日までで 申出があったため(月日申出) 2 異動が年 1月 1日以降で 特別徴収の継続の希望がないため	税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも 異動者印 一 括 徴 徴収予定 月 日	記入してください。 収 予 定 徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		日から	1. 退職の日が1月1日から けられています。(地方税法 2.退職の日が6月1日から12 括徴収できます。	第321条の5第2項)		
◆転勤(転職)等による特別徴収届出書	誤読を避けるため名称に	は必ずフリガナをつけ	てください。	注3.新しし	ゝ 勤務先では	受付	中	
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (新規登録の場合は新規に〇をしてください) 新しい勤務先の 住所(居所) 又は所在地 フリガナ 新しい勤務先の氏	連	係		月割月	分から徴収し、納入します		新年度	

- 注1. 「特別徴収義務者指定番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載してある指定番号を記入してください。
- 注2. 一括徴収税額(未徴税額)を何月分と合わせて納入するのかを記入してください。
- 注3. 特別徴収事務がスムーズに行われるよう新しい勤務先へは前もって月額割と徴収開始月をご連絡ください。

